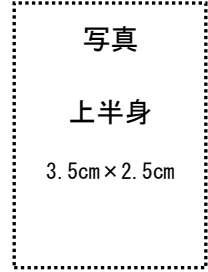


糸満フィッシャリーナ施設利用許可(変更)申請書

年 月 日

糸満漁港ふれあい公園指定管理共同企業体 糸満漁業協同組合 組合長 殿

糸満漁港ふれあい公園条例第7条第1項の規定により裏面の糸満フィッシャリーナ利用許可条件を承諾の上で、利用許可申請します。



申請者	ふりがな 氏名	印		
	生年月日	年	月	日
	住所	〒		
	自宅電話番号		職業	
	携帯電話番号		勤務先電話番号	

利用申請期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
利用申請場所	駐艇場	6 m未満	9 m未満	11 m未満
	浮棧橋 (幅)	9 (3.2) m未満 18 (5.1) m未満	12 (3.9) m未満	13 (4.2) m未満
艇体	艇種	1 モーターボート 2 ディンギーヨット 3 クルーザーヨット 4 その他 ()		
	艇長	船検証長さ	m	実測長 m
	艇幅	登録幅	m	実測幅 m
	艇名		総トン数	5 t 未満、以上 () t
船舶検査済票の番号				
小型船舶操縦士免許				
賠償責任保険	保険会社名	保険証券番号		

以下は記入しないでください。

区分	利用料		利用施設番号	許可番号
	1日以上1月未満	1月以上12月まで		
駐艇場	日 円	月 円		
浮棧橋	日 円	月 円		
利用許可期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで			

備考

- 1 1月未満の利用の場合は、写真の貼付を必要としない。
- 2 「実測長・幅」は、実測による艇体の全長及び全幅を記載のこと。

第3号様式(第3条関係)の裏面

糸満フィッシャリーナ使用許可条件

プレジャーボートの係留施設である、糸満フィッシャリーナ（以下「本施設」という。）は、次の条件を付した上で、使用を許可します。

- 1 糸満漁港ふれあい公園条例、同条例施行規則及び本糸満フィッシャリーナ使用許可条件を遵守すること。違反した場合は、使用許可を取り消す場合があります。
- 2 本施設使用の基本は、「自己責任・自己管理」です。
本施設の使用許可は、プレジャーボートを係留するための設備の使用許可であり、プレジャーボートの保管契約ではありませんので次の事項を厳守すること。
 - 1) 使用許可を受けたプレジャーボートが、暴風、豪雨、地震、地滑り、落盤その他の自然的現象、騒乱、暴動その他の人為的な現象などの不可抗力、遭難、衝突、その他人災、火災、盗難、いたずらにより損害が生じた場合、市はその責任を負いません。自己の責任と経費で対応すること。
 - 2) 使用許可を受けた者又は使用許可を受けたプレジャーボートが本施設その他に損傷を与えたときは、速やかに管理者に届け出た上で、その指示に従い、自己の責任と経費で原状に回復すること。
 - 3) 使用許可を受けたプレジャーボートが、第三者に損害を与えた時は、使用許可を受けた者が自己の責任と費用で解決すること。
 - 4) 使用許可を受けた者は、台風、高潮等の異常気象により、使用許可を受けたプレジャーボートの安全性が確保できないと判断したときは、使用許可を受けたプレジャーボートを自己の責任で安全な場所へ移動すること。
 - 5) 使用許可を受けた者は、プレジャーボートの事故による対人賠償、対物賠償等を補填するプレジャーボート責任保険の加入を義務づけます。
- 3 使用許可の期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。
 - 1) 使用料は、条例に基づく金額です。年度途中で使用許可を受けた場合は、月割で計算した使用料を、係留開始前の指定する期日までに納付すること。
 - 2) 使用許可期間満了後も引き続き使用するときは、使用許可満了日の30日前までに、使用許可継続申請を提出し、納付書に従い年間利用料を一括納付すること。使用許可開始日から30日を経過しても使用料の全額納付がない場合は自動的に使用許可を取り消す。
 - 3) 使用料の改定がある場合は、事前に連絡します。なお、年度途中で解約した場合は、既に納付された使用料は還付しません。
- 4 市は、使用許可を受けたプレジャーボートが本施設への入艇時に、実寸の測定、所有者名義等の確認を行い、虚偽申請や齟齬がないことを確認します。虚偽申請や齟齬があった場合は、使用許可を取り消します。確認後、本施設の使用許可を受けたことを証する許可標識（ステッカー）を交付します。
許可標識は、使用許可を受けたプレジャーボートの見やすい場所（運転席の右横）に貼付すること。
この許可標識の貼付けがないと本施設を使用できません。
- 5 使用許可を受けた者は、この権利を第三者に譲渡、転貸及び担保差入することはできません。
譲渡等をした場合は、使用許可を取り消します。
- 6 使用許可期限を経過して、又は使用許可の取消しを受けた日から係留はできません。係留を継続する船舶は、航行の制限措置をとり、5万円以下の過料を徴収します。
- 7 使用許可を受けた所有者の変更と、艇体の許可長さ（計測値）を超える変更はできません。その場合は新たに申請し許可が必要です。
- 8 施設の整備の改築、運営管理上、許可バース単位に係留位置の変更を市が命令することが出来る。
- 9 使用許可を受けたプレジャーボートは、市が指定した場所のみ係留が可能であり、その他の長期係留設備、漁船係留施設に係留できません。
- 10 係留器具は市が指定する器具等以外は設置できません。万一、設置したときは撤去処分します。
- 11 本施設の利用時間は、日の出から日の入りまでの明るい時間帯とし、夜間航行は自粛してください。
- 12 使用許可を受けた者は、漁業法に基づく漁業権や港則法の規定など関係法令を遵守すること。また、漁業者の漁の妨げをしないこと。
- 13 本施設内では、2ノット以下の速度で航行すること。本施設から航路に出る時は、出入口付近で一時停止して他の船舶の航行を確認の上十分注意した上で航行すること。
- 14 本施設の入出港は、右側通行を原則とし、大回りして航行すること。
- 15 漁港の維持管理、その他公益上必要と認めるときは、直ちに係留を中止するよう命令することがあります。
また、市が主催又は後援等を行う行事の実施にあたり、当日、施設の利用制限や係留場所の移動を命じることがあります。
- 16 消防法に違反するガソリン並びに危険物の持ち込みは禁止です。
- 17 使用許可を受けたプレジャーボートは小型船舶検査による安全備品の他、所定の安全備品を必ず備えること。また安全のため通信機器（携帯電話等）の設置を推奨します。
- 18 許可を受けたプレジャーボートの係留にあたっては、他人に迷惑をかけないなど、マナーを守ること。
- 19 本施設で海洋レクリエーション業を行うには、別途許可が必要です。
- 20 使用できるバースは、プレジャーボートの実測値が係留設備能力の最大全長及び最大幅以下であること。
- 21 次の行為を行う者に対しては、本施設への入場を拒絶し、又は本施設からの退場を命じます。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
 - (2) 他人に危害を及ぼし又は迷惑になるおそれがある者
 - (3) 他人に危害を及ぼし又は迷惑になるおそれがある動物その他を携帯する者
- 22 本施設内で行ってはいけない行為は次のとおりです。
 - (1) 遊泳や魚釣り
 - (2) 本施設内での火気の使用
 - (3) 廃棄物を放置又は捨てること
 - (4) 急速力での航行又は無謀な運転
 - (5) クイックサービスを除くプレジャーボートの修理
 - (6) 許可を受けたプレジャーボート以外の係留
 - (7) 貝落とし、洗剤による洗艇、マリントイレの使用
- 23 本施設内では、使用許可を受けたプレジャーボート以外の航行を禁止する。